

第 4 回 5 年 川 崎 市 民 債
発 行 要 項

- | | | |
|-----------------|---|------------------------------------|
| 1. 発行者の名称 | 川崎市 | 大和証券エスエムビーシー株式会社 |
| 2. 発行総額 | 金 2 0 億円 | 日興シティグループ証券株式会社 |
| 3. 発行の目的 | 平成 1 9 年度一般会計資金 | 新光証券株式会社 |
| 4. 発行日 | 平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日 | 三菱 U F J 証券株式会社 |
| 5. 各公債の金額 | 1 万円 | みずほインベスターズ証券株式会社 |
| | 本公債については、社債等の振替に関する法律（平成 1 3 年法律第 7 5 号）の規定の適用を受けるものとする。 | 16. 振 替 機 関 株式会社証券保管振替機構 |
| | | 17. 応募者利回り 年 1 . 1 8 0 パーセント |
| | | 18. 新証券コード J P 2 1 4 1 3 0 1 7 C 3 |
| 6. 利 率 | 年 1 . 1 8 パーセント | |
| 7. 発行価額 | 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円 | 以 上 |
| 8. 償還金額 | 額面 1 0 0 円につき金 1 0 0 円 | |
| 9. 償還の方法及び期限 | | |
| | (1)本公債の元金は、平成 2 4 年 1 2 月 2 0 日にその全額を償還する。 | |
| | (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | |
| | (3)買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | | |
| | (1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年 6 月 2 0 日及び 1 2 月 2 0 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 | |
| | (2)償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 | |
| | (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | |
| | (4)償還期日後は、利息をつけない。 | |
| 11. 申 込 期 日 | 平成 1 9 年 1 2 月 1 2 日 | |
| 12. 募 入 方 法 | 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。 | |
| 13. 払 込 期 日 | 平成 1 9 年 1 2 月 2 0 日 | |
| 14. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行 | |
| 15. 引受並びに募集取扱会社 | 株式会社横浜銀行（代表）
川崎信用金庫
野村證券株式会社 | |